令和元年度第6回大阪府がん対策推進委員会

がん登録等部会（概要）

１．日　時：令和2年2月10日（月）17時～

２．場　所：國民會館住友生命ビル　12階　小ホール

３．議　事：

（１）2019年度大阪府がん登録情報提供審議について

（２）2020年1月受付分　公表前申出に関する審議について

（３）第3期大阪府がん対策推進計画の進捗管理について

（４）第3期大阪府がん対策推進計画の中間点検・見直しの方向性について

（５）その他

４．委員からの意見要旨と審議結果

（１）2019年度大阪府がん登録情報提供審議について

【意見要旨】

　　　　　　◆行政からの申出（非匿名化情報）について

　　　　　　　〇法律上問題のない行政の利用とはいえ、個人情報がそのまま提供されるものであるた

め、あらかじめ明示を行うなど慎重に取り扱うべき。

　　　　　　　〇がん登録自体が法のもとで患者の同意なしに集められているものであり、患者はがん

登録をされていることすら知らない可能性もある。そのため、がん登録をしていること

自体も伝えながら明示をしていく必要がある。

　〇患者への明示について、市町村へはどのように周知するのか。

　　→市町村の職員向けの研修会にて周知する予定

　　◆10件未満のデータの公表について

　　　〇小数例と他の情報とを結びつけることによって、その者の属性がさらに明らかになら

ないのであれば、たとえ数値が「１」であったとしても公表に問題はないと考える。

　　　　　　　〇10件未満のデータの公表が研究において重要であり、社会に貢献するものと考える

のであれば、公表に妥当性があると考える。

【審議結果】

◆公表前審査の窓口組織への一任に関する今後の一般的な取り扱いについて

　＜今後の取り扱い＞

〇申出者に、個人情報に対する配慮を求める。

　　　〇がん登録データのみを利用した集計表等の公表については、行政利用・研究利用にかかわらず、公表前審査を窓口組織へ一任（データの範囲は、大阪府・市町村別・病院別問わない）。

〇がん登録データ以外の情報と結びつけることによって、個人を特定するなど人権を侵害する可能性が否定できないものについては、本部会において公表前審査を実施。

　　　　　＜運営の方針＞

　　　　　　　〇本部会による公表前審査の必要性は、窓口組織にて判断。

　　〇今後、本部会での公表前審査の結果を踏まえ、窓口組織に一任する範囲を適宜変更。

（２）2020年1月受付分　公表前申出に関する審議について

　　【意見要旨】

　　　　　〇市町村の施策に役立つ可能性もあるため、10件未満のデータも公表してもよいと考え

る。

　　　　　　　〇がんに罹患したことが明らかになることによって、小数例の対象者が何らかの不利益

を被るとは考えづらい。その点からすると、データの範囲が二次医療圏・市町村・病院

であっても公表することは問題ないと考える。

【審議結果】

10件未満を含むデータの公表を可とする。

（３）第3期大阪府がん対策推進計画の進捗管理について

【審議結果】

進捗管理について、資料６のとおりとすることで承認。

（４）第3期大阪府がん対策推進計画の中間点検・見直しの方向性について

【審議結果】

　　　　中間点検・見直しの方向性について、資料７のとおりとすることで承認。